

東京ガスデマンドレスポンスサービス規約（機器制御オプション）

1. 本規約について

「東京ガスデマンドレスポンスサービス規約（機器制御オプション）」（以下「本規約」といいます。）は、東京ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する東京ガスデマンドレスポンスサービス機器制御オプション（以下「本サービス」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。本サービスをご利用される場合には、本規約が適用されます。

なお、本サービスをご利用される場合には、スマートアクション会員（「2. 適用条件」に定義します。）に適用される「東京ガスデマンドレスポンスサービス規約」も重ねて適用されるものとします。ただし、当社電気料金メニュー「時間帯別プラン」の契約者については、「IGNITURE スマートアクションサービス規約」は適用されません。当該規約と本規約との間に矛盾抵触が生じる場合には、本規約の定めが優先します。

2. 適用条件

お客さまが本サービスの提供を受けるためには、以下のすべての条件（当社電気料金メニューのうち「時間帯別プラン」をご契約の場合は、(2)、(3)および(6)を除く。）を満たす必要があります。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) お客さまが、本規約の内容に全て同意の上、会員登録フォームより所定の事項を入力して会員登録のお申し込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
- (2) お客さまが、IGNITURE スマートアクションサービス会員（以下「スマートアクション会員」といいます。）であること。
- (3) お客さまが、当社の Web 会員サービス「myTOKYOGAS」の会員であること。
- (4) お客さまについて、当社電気料金メニューの基本プラン、ずっとも電気 1S、1、2、3 または時間帯別プランに基づく電気が需給開始となっていること。
- (5) お客さまが、自宅に当社 Web サイト (<https://drlv.tokyo-gas.co.jp/kikidr.html#kiki>) の「対象蓄電池」に掲載の制御機器を所有していること。制御機器のメーカーまたは機種によって、制御機器のメーカーが提供するサービス（通信やメンテナンス等）に別途加入が必要な場合は、加入していること。
- (6) 「myTOKYOGAS」に、東京ガスデマンドレスポンスサービスのお申込みにかかるお客さまご契約の電気料金メニューが登録されていること。
- (7) お客さま宅にスマートメーターが設置されていること。

3. 本サービスについて

- (1) 本サービスは、電力の安定供給を目的とした需給調整の一部をお客さまと当社にて協力して行うサービスです。
- (2) 本サービスの提供を受けることのできるお客さまを、東京ガスデマンドレスポンスサービス機器制御オプション会員（以下「DR 機器制御会員」といいます。）と呼びます。
- (3) 本サービスはお客さまと当社の電気需給契約の料金メニューによって内容が一部異なります。
- (4) お客さまの電気料金メニューが基本プラン、ずっとも電気 1S、1、2、3 の場合は、当社から DR 機器制御会員に対して電気の需給調整の対象時間をお伝えし、当社が対象時間に本サービスによる遠隔制御の対象となる DR 機器制御会員が所有する機器（以下「制御機器」といいます。）に対して需給調整につながる遠

隔操作を行います。本サービスにおける当社による遠隔操作に基づく節電量と、DR 機器制御会員が DR 会員として主体的に行う節電行動による節電量とを合算し、DR 会員に適用される「東京ガスデマンドレスポンスサービス規約」の定めるところに従い、電気の使い方の結果に応じた特典を進呈します。ただし、これら2つの節電量の内訳については開示いたしません。

- (5) お客さまの電気料金メニューが時間帯別プランの場合は、当社が制御機器に対して需給調整につながる遠隔操作を行います。本サービスにおける当社による遠隔操作に基づく節電量は、当社が設定する一定の節電量とみなし、当該一定の節電量に応じた特典を進呈します。
- (6) 本サービスでは、当社が電気の需給調整につながる遠隔操作を行う一定の期間ごとに個別にキャンペーンを設定し、当社は、キャンペーンごとに参加条件、適用期間、キャンペーン特典および特典算定に用いるポイントの計算方法などを別途定めます。
- (7) 本サービスを利用するために必要なハードウェアおよびソフトウェアに関する費用、通信料およびインターネット接続料は、DR 機器制御会員の負担にてご利用いただけます。
- (8) 当社は、本サービスの一部業務を ENECHANGE 株式会社（以下「ENECHANGE 社」といいます。）に委託しております。そのため、お客さまの個人情報（お客さま番号、供給地点特定番号、適用される電気料金メニュー、電気需給契約締結日、解約日または終了日、電気使用量、myTOKYOGAS 会員 ID およびメールアドレス、氏名、住所、電話番号）、および、制御に必要な制御機器に関する情報（機種品番、製造番号、保有者の個人情報など）について、本サービスを実施・運用するために、委託先である ENECHANGE 社（再委託先を含みます。）へ提供することがあります。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が有するものとします。
- (9) 当社は、株式会社 Shizen Connect（以下「Shizen Connect 社」といいます。）の機器制御型 DR 支援サービスの利用を目的とし、Shizen Connect 社の「デジタルサービスのプライバシーポリシー（<https://www.se-digital.net/privacy/>）」記載の利用目的において、前項の個人情報、および制御に必要な制御機器に関する情報を第三者提供いたします。
- (10) 蓄電池の所有確認および制御に必要な通信状況の確認のために、お客さまがご利用されている蓄電池のメーカーが保有する個人情報（氏名、住所、メールアドレス、製造番号、ID のうちお客さまの登録状況を確認するための項目）を、当社および Shizen Connect 社へ第三者提供することに同意のうえ会員登録をお申し込みいただきます。

4. 変化量と標準的な使用量

- (1) 当社電気料金メニューが基本プラン、ずっとも電気 1S、1、2、3 の変化量と標準的な使用量は東京ガスデマンドレスポンスサービス規約で別途定める方法にて取り扱います。
- (2) 当社電気料金メニューが時間帯別プランの方の変化量および標準的な使用量については、お客さまの実際の量に関係なく、当社が一律に定めるものとします。

5. DR 機器制御会員登録によるポイント進呈

当社は、お客さまが DR 機器制御会員に登録完了（登録完了したことをお客さまに電子メールにてご連絡します。）したことを条件に、1 世帯当たり 1 回に限り（なお、制御機器を複数所有されている場合であっても、1 回に限るものとします。）ポイントを進呈します。なお、当社電気料金メニューごとにお渡しするポイントは異なり以下のとおりと

なります。

- (1) 当社電気料金メニューが基本プラン、ずっとも電気 1S、1、2、3 の方は 10,000 パッチョポイントを進呈します。ただし、次項に定める DR 機器制御会員登録によるポイント進呈時期の時点で、「myTOKYOGAS」を退会している場合は進呈の対象外とさせていただきます。
- (2) 当社電気料金メニューが時間帯別プランの方は 10,000 円相当のデジタルギフト（もしくはこれに類するもの）を進呈します。ただし、次項に定める DR 機器制御会員登録によるポイント進呈時期の時点で、DR 機器制御会員に登録されているメールアドレスで連絡が取れない場合ポイント進呈の対象外とさせていただきます。

6. DR 機器制御会員登録によるポイント進呈時期

お客さまが DR 機器制御会員に登録完了した月ごとに進呈時期が異なります。原則として、3月、4月、5月に登録完了したお客さまには7月末日までに、6月、7月、8月、9月に登録完了したお客さまには11月末日までに、10月、11月、12月、1月、2月に登録完了したお客さまには4月末日までに進呈します。

7. 本サービスの内容変更および廃止等

- (1) 当社は、DR 機器制御会員への事前の通知なしに本サービスの名称を変更することができるものとします。
- (2) 当社は、当社ホームページ上で予め公表することにより、民法 548 条の4の規定に基づき本規約の内容を変更し、または本サービスを停止または廃止できるものとします。この場合における公表の期間は 30 日間以上とします。また、この場合、会員に不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

8. 本サービスの停止、中止

当社は、DR 機器制御会員による本サービスの利用が不適切であると判断した場合は、DR 機器制御会員に対する事前の通知、催告等を要せず、いつでも当該 DR 機器制御会員による本サービスの利用を停止し、または中止することができるものとします。

9. 本サービスの一時的な中断

- (1) 当社は次のいずれかの事由が生じた場合は、DR 機器制御会員への事前の通知なしに本サービスの提供を一時的に中断することがあります。
 - ① 本サービスを提供するための設備等の保守、点検、修理等を定期的または緊急に行う場合
 - ② 天災、停電、通信回線障害等の不可抗力その他本サービスを継続することが困難となった場合
 - ③ その他当社が必要と判断する場合
- (2) 前条の停止もしくは中止または前項の中断に起因して会員または他の第三者が被った損害、不利益について、当社が賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。

10. 本サービスの利用終了、解約

- (1) DR 機器制御会員が、本サービスの利用を終了する場合、本サイト上から所定の方法で解約手続きを行うものとします。

- (2) DR 機器制御会員から前項の利用終了、解約のお申し出がなされた場合であっても、当社が当該お申し出を受理して解約手続が完了するまでの間（お申し出日から最大で1か月半程度）は、制御機器に対する遠隔操作が行われます。なお、転居等のやむを得ない事由による解約をご希望される場合は、所定の手続きが必要となりますので、当社にお申し出ください。

11. 損害賠償

- (1) 当社は、当社の責めに帰すべき理由により、DR 機器制御会員が損害を被った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、契約者に対して、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限り賠償責任を負います。
- (2) 契約者の故意または過失により当社に損害を与えた場合、契約者が当社に対してその損害を賠償するものとします。

12. 反社会勢力との関係排除

- (1) DR 機器制御会員は、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」）でないこと、反社会的勢力に対して資金を提供する等、その維持運営に協力等しないこと（ただし、電気およびガスの小売契約を除く）、および法的な責任を超えた不当な要求行為等（準ずるものを含む）をしないことを表明保証します。
- (2) 当社は、DR 機器制御会員が前項に反した場合は、何らの催告なく本サービスの提供を終了することができます。

13. 準拠法・裁判管轄

- (1) 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。
- (2) 本サービスに関する紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

14. 免責

- (1) 当社は、本規約に定めるほか、制御機器に関する不具合や不備等について契約不適合責任その他に一切の責任を負いません。
- (2) 当社が、電子メールの送信により DR 機器制御会員にお知らせをする場合は、当社は DR 機器制御会員の myTOKYOGAS ログイン ID として設定されているメールアドレス、または DR 機器制御会員に登録されているメールアドレスに、電子メールを送付するものとします。DR 機器制御会員が、当社が送信した電子メールを受け取ることが可能なメールアドレス設定を完了していない場合、お知らせメールの配信が行われなかったことがあります。この場合において DR 機器制御会員が被った損害および不利益等については、当社は一切の責任を負いません。
- (3) DR 機器制御会員による電気の需給調整の結果について、当社は一切の責任を負いません。また、当社は、本サービスの利用に付随して発生した DR 機器制御会員および第三者の損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。

- (4) 本サービスのセキュリティリスクに関して、当社は現在の一般的技術水準に基づいて対策を講じますが技術水準やセキュリティリスクは常に変化しているため、瑕疵が完全でないことを保証するものではありません。
- (5) 当社がお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとします。
- (6) 当社は本サービスにより制御機器メーカー独自の制御（例：気象警報に応じた制御、AIによる自動制御）や HEMS などの制御端末によるその他当社以外の制御が正常に実施されないことについて一切の責任を負いません。
- (7) 当社は本サービスにより国や自治体の補助金の交付条件となる制御が実施されないことについて一切の責任を負いません。
- (8) 当社は制御機器に関する製品保証・保証延長は行いません。
- (9) 当社はお客さまが電気需給契約を変更したこと（他社の契約から当社との電気受給契約に変更した場合を含む。）に伴う不利益（光熱費の増減、従来プランへの再契約不可）について一切の責任を負いません。

本規約は、2024年4月10日から実施します。